

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十号

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）の一部を次のように改正する。  
第三条第二項の表中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四	意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五十三条第三項の規定による期間の延長（意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者	一件につき四千二百円
五	意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五十三条第三項の規定による期間の延長（意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。）を請求する者	一件につき七千二百円

附則

この政令は、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

経済産業大臣 梶山 弘志  
内閣総理大臣 菅 義偉

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十一号

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年五月一日とする。

内閣総理大臣 菅 義偉  
総務大臣 武田 良太  
財務大臣 麻生 太郎

御名 御璽

令和三年三月十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第五十二号

資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第十六条第二項及び第二十七条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十五条、第十八条、第二十九条の二第一項、第三十一条第六項、第三十六条の二第二項及び第三項並びに第四十三条第二項ただし書、同法第四十四条及び第四十七条（これらの規定を同法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、第五十一条の三並びに第五十八条の二第一項、同項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項ただし書並びに同法第五十九条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第十三条」を「第十二条の二」に改める。  
第二条を次のように改める。

第二条 削除

第七条中「法第十四条第一項の発行保証金につき供託をすべき」を削り、「次に掲げる事項」を「当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による命令を受けたときは当該前払式支払手段発行者のために当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであることその他内閣府令で定める事項」に改め、同条各号を削る。

第九条第一項中「次の基準日までに」を削り、同項第一号中「基準日において」を「直前の基準日（法第三条第二項に規定する基準日）をいう。次号において同じ。」における「法第三条第二項」を「同項」に、「となった」を「である」に、「供託した」を「供託されている」に改め、同項第二号中「基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金の額（法第十四条第二項に規定する発行保証金の額をいう。以下この条において同じ。）が」を「直前の」に、「を超えている」を「が当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額（供託されている発行保証金の額、保全金額（法第十五条に規定する保全金額をいう。）及び信託財産の額（法第十六条第一項に規定する信託財産の額をいう。）の合計額をいう。第四号及び次項第二号において同じ。）を下回る」に、「当該超えている金額」を「供託されている発行保証金の額の範囲内にお